

第99回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日	平成25年6月6日(木)			
招集場所	米子市役所 402会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	2番 佐々木 知俊委員	3番 佐藤 敏行委員	4番 尾坂 宣雄委員	5番 番原 邦彦委員
	7番 高西 史郎委員	8番 林原 成子委	9番 遠藤 泰三委員	10番 伊塚 重己委員
	11番 大縄 敬次委員	12番 足立 寛隆委員	13番 吉澤 一誠委員	14番 小林 秀美委員
	16番 松原 幹人委員	17番 石橋 明広委員(部会長)		
欠席委員	1番 木澤 純一委員	6番 森中 喜輝委員	15番 仲田 祐康委員	
事務局	仲田会長	田村事務局長	大許事務局長補佐	宅和主幹 道下主幹
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第10号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	5 報告事項			
	(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について			
	(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について			
	(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について			

- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (石橋委員)

では、これより現地調査に引き続き、第99回農地部会を開きます。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

それでは、議席番号7番の高西史郎委員と、議席番号8番の林原成子委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は木澤委員、森中委員、仲田祐康委員です。

それでは、審議に入ります。

はじめに、3ページの議案第8号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号12の下郷ほかについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号12の下郷ほかについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が生前贈与で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は179aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（尾坂委員）

今回、特に一括譲渡という事で非常に筆数も多かったので大変でした。譲受人が、生前贈与で農地17,936㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号13の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号13の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は、43aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

事務局（道下主幹）

地元委員の木澤さんですが、今日は欠席です。調査依頼をお願いしておりまして、「特に問題ない。」と、回答いただいております。

りますのでよろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号14の古市について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号14の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は84aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

3番（佐藤委員）

譲受人が、自作地に隣接する農地211㎡を売買により取得しようとするものです。現地確認いたしましたが、柿畑となっております。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、番号15の大崎についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。本来なら木澤部会長職務代理へ交代するところですが、本日は欠席です。議席番号2番の佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(議長交代・部会長から佐々木委員へ)

議長 (佐々木委員)

そうしますと交代いたします。佐々木です。

それでは番号15、大崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号15の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は51aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 (佐々木委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

17番 (石橋委員)

譲受人が、自宅近くの農地1,633㎡を売買により取得しようとするものです。大崎845番地ですが、現況が遊休農地でございました。あとの下3筆でございますが、ここは牧草地でございました。譲受人の方は大崎の方で、譲渡人との関係は親戚だそうで、譲渡人からの申出でございます。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長 (佐々木委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長（佐々木委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（ 議 長 交 代 ・ ・ 佐々木委員から石橋部会長へ ）

議長（石橋委員）

続きまして、番号16、古豊千について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号16の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自作地の隣接農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は77aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますでしょうか。

事務局（道下主幹）

地元委員の森中さんですが、今日欠席です。お願いをして調べていただきました。「特に問題は無いので、よろしくお願したい。」と、いう事でしたのでお願いたします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

10番（伊塚委員）

〇〇さんと△△さんとの関係はどういう関係でしょうか。

事務局（道下主幹）

特に親戚という事はないです。

10番（伊塚委員）

わかりました。

議長（石橋委員）

ほかに何かございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号17、中島2丁目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号17の中島2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、自作地近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は34aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますでしょうか。

13番（吉澤委員）

確認した結果を報告させていただきます。

場所は中島、9号線から200m位皆生寄りに入ったところです。周りが全て家に囲まれておりまして、田んぼの入口は軽トラックが辛うじて入れる位の道幅でした。今現在、いろんな野菜が植えてありました。譲渡人は兄弟で、相続された土地を今回売買により譲受人に渡す。ということで、特に問題ないと思われまして審議よろしくお願ひします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、議案第9号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号14の今在家について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（松原委員）

14番の議案について説明します。場所は今在家ですけど、今回、現地調査はやっておりませんが、3月に農振除外の申請で現地は見えていただいております。

申請者は議案のとおりです。申請人は、自衛隊に勤務し、異動で全国を転々としてきましたが、このたび、ようやく米子の近くに帰ってこられました。両親の家業の手伝い、将来的な介護などのことも考え、実家近くに申請地を宅地計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、駅・市町村役場・高速自動車道・その他自動車専用道路の出入り口から300m以内にある農地で、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますので審議よろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただいま番号14について地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号15の富益町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（足立委員）

15番の議案について説明します。

申請者は議案のとおり、社会福祉法人もみの木福祉会です。申請地は、富益町の畑で面積は1,329㎡です。

申請者は、知的障がい者施設として、60名程おります。

最近は障がいのある方の高齢化が進み、それに伴う重度化等があり、今は、通園しているが、帰って寝るのがおっくうな。というのは、両親が亡くなられたりして、園の方がいいので園で何とかして欲しい。という要望があり、今回、ケアホームの建設を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

場所は、もみの木園のすぐ近くで、もみの木園と、もみの木作業所との連携がうまくとれるなあ、と思っております。

公共性の高い事業であるため、転用については、問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号15について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号16の淀江町今津について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番（番原委員）

先ほど見て頂きましたところが現地でございます。

借受人は、貸渡人の実子で、後継者として農業に従事していますが、ヤギの乳等を使ったスイーツの商品開発に取り組んでおり、鳥取県の6次産業化支援事業の認定を受け、申請地に加工場を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号16について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第10号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。10ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が23件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が2件、機構が転貸を行う案件が2件でございます。

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号6-1から番号6-23までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、33筆 49,683㎡、畑に関するものが、12筆 7,302㎡、ございます。

番号6-1から番号6-5までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、4,493aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-6から番号6-7までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、719aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-8から番号6-9までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、4,438aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-10から番号6-11までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。解除条件付の契約となっております。借り人の設定後の経営面積は、31aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-12から番号6-13までは、再設定でございます。

番号6-14から番号6-15は、貸人の農業廃止に伴う設定となっております、借人の設定後の経営面積は、871aとなっております。

なお、これは、遊休農地の意向調査で発見し、農業委員会で利用調整したものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-16は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,253aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-17から番号6-19までは、再設定でございます。

番号6-20は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、16aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-21から番号6-22までは、再設定でございます。

番号6-23は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、116aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号6-1から番号6-23までの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

7番（高西委員）

6-14と6-15の賃借料だけでも、これは間違ちょうへんだあぞいなあ。10a当り2,640円、その下は528円となっちょうが。

事務局（田村事務局長）

先ほど、大許の方が説明いたしました。遊休農地調査で春日の田邊委員の管轄のところで調整していただいた分、この金額は、箕蚊屋土地改良区の負担金の金額で話をされて成立したと伺っております。

7番（高西委員）

という事は、賃借料は無しという事だな。

事務局（田村事務局長）

そういう考え方にもなります。

7番（高西委員）

それなら、いつも言う事だけでも事務局が説明する時、それくらいは説明せやれ。

議長（石橋委員）

他、異議はありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして19ページ、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、19ページ、番号6-1から番号6-2は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号6-1が83a、番号6-2が50aとなっております。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

23ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号3から番号4の2件を受理しております。

続きまして、24ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号6から番号12までの7件を受理しております。

続きまして、26ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号4から番号7までの4件を受理しています。

続きまして、27ページ、（4）非農地現況証明について、番号1の1件を証明しています。

続きまして、28ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、3件を鳥取地方裁判所米子支部外に回答しております。

続きまして、31ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号5から番号12までの8件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がございましたが、これについて意見、ご質問等ございませんでしょうか。

本日予定していました審議は以上ですが、ほかに議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。

事務局(大許事務局長補佐)

(事務連絡)

議長(石橋議員)

これをもちまして、第99回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後2時50分